京都市都市公園の管理許可に係る使用料の額の設定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、京都市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第１１条第１項の規定に基づき、本市が管理を許可する公園施設（以下「許可施設」という。）の使用料の設定に関し、必要な事項を定めるものである。

（使用料の算定期間）

第２条　許可施設の使用料（以下「使用料」という。）は、規則第１１条第２項第２号に規定する期ごとに算定するものとする。

（公募をしない場合の使用料の算定方法）

第３条　京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第８条の２第１項の規定による公募（以下「公募」という。）をしない場合の使用料は、京都市の公有財産の目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の例により算定した年額（以下「最低限度額」という。）に１２分の３を乗じた金額とする。

２　前項の規定にかかわらず、許可施設内に、公園利用者に対し無料で供される部分がある場合は、当該部分を０円として、面積按分により算定する。

３　前２項により算定した使用料の１平方メートル１日当たりの単価が規則別表第１に規定する上限額を超えるときは、当該額を単価として再算定した額を使用料とする。

４　許可の日数が３月に満たない期の使用料は、前３項で算定した使用料の額を当該期の許可日数で日割り算定した額とする。

（公募をする場合の使用料の算定方法）

第４条　公募をする場合の使用料は、次条に規定する各期の基本使用料又は第６条に規定する各期の売上比例使用料のいずれか高い方の額とし、算定した額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

２　許可の日数が３月に満たない期の使用料は、次条に規定する各期の基本使用料及び第６条に規定する各期の売上比例使用料を、それぞれの期の許可日数で日割り算定し、いずれか高い方の額とする。

３　許可の開始日を含む期の使用料は、次条に規定する各期の基本使用料の額を当該期の許可日数で日割り算定した額とする。

（各期の基本使用料）

第５条　各期の基本使用料は、最低限度額を下限として、許可施設を管理する者（以下「使用者」という。）が提案した年額に１２分の３を乗じた金額とする。

２　前項の規定にかかわらず、使用者が提案した年額が各年度における最低限度額を下回った場合は、当該最低限度額に１２分の３を乗じた金額を各期の基本使用料とする。
３　前２項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合においては、許可施設の建物評価額の２分の１の額を下限として算定することができる。
４　第３条第２項の規定は、第１項及び第２項に規定する最低限度額の算定について準用する。

（各期の売上比例使用料）

第６条　各期の売上比例使用料は、許可施設における各期の直前３箇月の期間における売上高の合計に１００分の１０を乗じた額とする。

（調整措置）

第７条　第３条又は第５条第２項若しくは同条第３項により算定した使用料の額が、周辺地価の変動等により前年度の使用料の額と比較して著しく高額又は低額であった場合の調整措置については、目的外使用許可の使用料の調整措置の例によるものとする。

（保証金）

第８条　公募を行う場合における規則第１０条に規定する保証金の額は、第５条第１項に規定する各期の基本使用料の１期分相当の額とする。

（使用料の減免）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。
⑴　本市の施策に関連した物品の販売など、本市に協力した事業を実施する場合
⑵　その他市長が特に必要と認める場合

（委任）

第１０条　この要綱の施行に必要な事項は、建設局長が定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月２３日から施行する。

この要綱の施行前に管理の許可を受けた便益施設の許可及び継続許可については、なお、従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

（適用区分）

2　この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間がこの要綱の施行の日前に始まる使用に係る使用料のうち、この要綱の施行の日から令和５年３月３１日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

（適用区分）

2　前項の施行の日（以下「施行日」という。）以後の要綱の規定は、この要綱の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。